

平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 3 回 理事会議事録

招集年月日 平成 28 年 12 月 1 日 (木)
開催日時 平成 28 年 12 月 20 日 (火) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 23 分まで
開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 会議室 2
出席理事名 保立一男、今郡利夫、高安俊昭、大槻邦夫、伊豆義隆、信太俊浩、花田三男、中嶋正子、
千葉千恵子、原直俊、加藤義一、仲本守、卯月秀一
(書面による意見書の提出 小島真知子、柳堀弘、坂下弘之、菅谷久子)
出席監事名 中山照明、日高勝利

定刻通り、平成 28 年度第 3 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数 18 名中 13 名の出席、加えて書面出席 4 名により、定款第 12 条第 5 項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した後、保立会長から挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・保立一男(会長)

議事に先だつて、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・仲本守(理事)、伊豆義隆(理事)

○議 事

議案第 1 号 補欠評議員の選任について

(事務局：相良) 神栖市社会福祉協議会の評議員は、現在 40 名に就任をいただいております。本資料巻末にある評議員名簿の 28 番 細谷評議員の選出母体であります鹿島地区労働組合懇談会で代表幹事の交代がありましたので、後任の評議員について選任するものです。選任案としましては、本資料 P. 2 にあります通り、鹿島地区労働組合懇談会の新しい代表幹事として本会評議員に推薦された方は、湯浅一彦さんです。後任者の任期につきましては、来年 1 月 1 日から改正法による評議員の任期満了となる来年の 3 月 31 日までの期間として選任をするものでございます。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 15 名、反対 0 名で議決された。

報告第 1 号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画)について

(事務局：荒井) 神栖市社会福祉協議会経営改善計画策定指針に基づきまして、平成 29 年度を初年度とする 3 年間の行動計画策定に向けて、理事・監事の皆様によって組織されました事業専門委員会と財務・組織専門委員会におきまして、別資料 P. 19 にあります日程の通りに協議をさせていただいたところでございます。それぞれ 2 回の委員会を実施しまして、10 月に計画の策定が完了しました。この行動計画につきましては、11 月に市社会福祉課へ提出しています。併せて、平成 29 年度の社会福祉協議会の助成金の要望となります積算書も提出させていただいています。また、この計画のいくつかの取り組み項目の内容につきましては、すでに今年度から着手、あるいは準備に入っている状況です。

質疑はなく、報告済みとされた。

報告第 2 号 29 年度予算にかかる神栖市への助成・受託金等積算状況について

(事務局：相良) 先ほどの報告第 1 号で報告させていただきました行動計画では、新たな事業あるいは派遣事業の充実が、行動計画の実施項目に掲げられておりました。それを受けまして、29 年度から取り組める部分

については予算編成をしまして、11月4日付けで行動計画の提出と併せて、来年度の予算積算状況と見積書を神栖市へ提出をいたしました。

具体的な内容は本資料P.5にまとめました。1番目は社会福祉法人運営費助成金の中の職員設置費です。こちらは社協の常務理事及び正職員18名の設置総額のうち、受託金、派遣料、介護報酬等により獲得できる財源を除いた部分を市の運営費助成金として要望するものとしていますが、来年度の助成対象額としては80,542,821円の見積もりを提出したところでございます。今年度の交付決定額が81,877,000円ということでしたので、特定財源を増やすことによって助成金要望額の減額を図った形で提出しました。具体的には1,330,000円ほど減額した形となります。

2番目の労働者派遣料については、29年度より新たに健康福祉部こども課に1名派遣する計画で予算措置をしたところでございます。4名の29年度の見積額の合計は24,506,000円として計上しました。前年度の契約額と差異が大きく出ておりますが、29年度からは通常の派遣にかかる職員設置費に加えて、派遣手数料ということで設置に係る概ね5%程度を上乗せして見積もりを出しています。なお、新たな派遣先となるこども課では、家庭における子どもの養育に関する相談・指導、児童虐待をはじめとする要保護児童の対応などの業務を担います。

3番目の受託事業については、従前より神栖市の各課より受託している精神障害者デイケア、ファミリーサポートセンター、障害者相談支援事業、高齢者相談センターは今年度と同額で経費を積算して見積もりを提出しました。なお、知的障がい児放課後支援事業は元々の計画の中で28年度をもって事業を終了するということでしたので、来年度の見積もり対象から除外しております。また、生活困窮者自立支援事業につきましては、29年度より新たに取り組む受託事業として盛り込んでいるものです。12,000,000円を超える金額で見積もりを提出しています。生活困窮者自立支援事業につきましては、本資料P.6に概要と社会福祉協議会が事業に取り組んでいく理由をまとめています。この事業は生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階で相談支援を行うことによって相談者の自立を促し支えていく事業であり、市が実施するものとして位置づけられていますが、社会福祉法人への委託が可能となっております。特に社会福祉協議会においてはこの事業と連動して行う生活福祉資金の貸付などがありますし、担当課となる社会福祉課は場所も社会福祉協議会の隣となっておりますので日頃から連携も取れており、来年度から社会福祉協議会が受託することによる混乱や相談者の戸惑いというものは抑えられると考えています。相談支援を中心とした業務として地域福祉活動計画にも位置づけました住民の生活課題発見機能と相談支援体制を更に強化・発展させていくための中核的な事業になり得ると考え、現在担当課の社会福祉課と具体的な協議を進めています。

こちらの要望については、神栖市の平成29年度予算案の結果を受けて、最終的な平成29年度予算を編成し、予算案につきましては、次回3月開催予定の理事会の中で皆様にお諮りをする予定でありますので、よろしくお願いたします。

質疑はなく、報告済みとされた。

議案第2号 定款の変更について

(事務局：相良) 社会福祉法人制度が大きく見直されて、具体的な施行が平成29年4月1日から始まる見通しとなっております。改正の趣旨としましては、公益法人である社会福祉法人においても、他の公益法人である公益財団法人、公益社団法人と同じような経営体制・ガバナンスの強化を図るために必要な法律の改正がされたものでございます。その中で11月下旬に最終版として全国社会福祉協議会が示した「法人社協モデル定款」に準拠させて必要な改正を図ったものです。大きな改正のポイントは、本資料P.8にまとめました。別資料の定款変更案と一緒にご覧ください。

【定款変更の概要は以下の通り】

1. 新規事業（生活困窮者自立支援事業）の追加 [第2条]
2. 評議員の定数（27名以上40名以内）・任期（4年）・選任方法等の変更（評議員選任・解任委員会の設置） [第6条～10条]
3. 評議員会の開催時期を明記（定時評議員会を6月に開催、3月及び必要がある場合に開催） [第13条、14条]

4. 役員の任期満了日を変更（現在の役員の任期は29年6月の定時評議員会まで） [第22条]
5. 代表権は会長（理事長）のみ（職務代理者の選任は不要、正副会長に加え常務理事の選任も理事会の議決となる） [第20条、21条]
6. 決議の省略に関する規定（会議を構成する全員が書面等による同意の意思表示をしたときは会議招集は不要、書面による意思表示は出席とみなす規定は削除） [第16条、30条]

（中山監事） 評議員の任期は4年というお話でしたが、始まりは4月1日からとなるのか、それとも6月の定時評議員会となるのか、どちらでしょうか。

（事務局：相良） 評議員の任期につきましては法定事項とされ、現在の評議員の任期は必ず来年の3月31日で満了させること、改正法に基づく新しい評議員の任期は29年4月1日から4年間の決算年度を経た後の定時評議員会までということになっております。本会の評議員の任期についても同じ改正を図るものです。次回の理事会の中で、4月以降の評議員の候補者選任についての議決をいただいた後、評議員選任・解任委員会を開催して4月1日から新しい評議員の委嘱ができるようなスケジュールを予定しております。

（仲本理事） 別資料P.2の第7条 評議員の報酬等の中に「ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる」とあります。別に定める規程というものを事務局で作る考えというものはあるのでしょうか。

（事務局：相良） こちらについては、「役員等の費用弁償に関する規程」が既にあります。この規程は役員、評議員、各種委員会の委員が会議等に出席いただいた時に支払う費用弁償についてルール化したものでございます。「別に定める規程」については、この「役員等の費用弁償に関する規程」に基づいて必要な費用弁償をさせていただくというものです。

（中山監事） つまり、理事や評議員には報酬はないが、交通費等の費用弁償は別途の定めで支払いますよということよろしいですね。

（事務局：相良） その通りでございます。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

議案第3号 評議員選任規程の改正について

（事務局：相良） 定款の変更に伴い、平成29年4月1日以降の評議員について、定数及び選任の方法が改められましたので、関連規程である標記規程について改正を諮るものです。これまでこの規程は、評議員の選出区分をルール化するというを主目的としておりましたが、今回の改定によって定款の第9条に新たに規程された「評議員選任・解任委員会」と、その評議員選任にかかる理事会の役割の見直しが必要な改正のポイントとなっております。具体的には、これまで理事会の同意を得て会長が委嘱するとしていた評議員選任のルールは、理事会は選任候補者の推薦あるいは解任の提案を行う機関として位置づけられ、評議員選任の決定は、評議員選任・解任委員会が行うというルールになっています。評議員の選出区分については、本資料P.12に別表として掲載しています。今回定款の改正の中で、評議員の定数を27～40人と大きな幅を持たせたいいただいたところですが、基本的にこれまで設けていた選出区分を変更するものではありません。

今回、評議員に関する責務が非常に大きくなります。例えば、一時的に評議員が欠員になった場合でも後任者が選任されるまでは、現任者が評議員としての責任を負うという法改正になっていますので、選出母体を退任された後も権利・義務を負うことがないように一定の幅を持たせた選任体制をとっていくことで、少なくとも27人を下回るという状況が発生しないような選任体制を図っていきたいということで、このような改正をさせていただきました。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

議案第4号 評議員選任・解任委員の選出について

（事務局：相良） 新しい定款の第9条に評議員選任・解任委員会を置くと規程がされました。具体的に選任・

解任委員会は、監事が2名、事務局職員が1名、外部委員が2名の合計5名で構成し、その選任及び解任は理事会において行うとされています。

【評議員選任・解任委員（案）については以下の通り】

No.	委員の構成	委員氏名	所属・役職等
1	監事	中山照明	本会監事（学識経験者）
2	〃	日高勝利	本会監事（地域福祉関係者）
3	事務局職員	橋田 勝	本会事務局長
4	外部委員	鈴木伸洋	学識経験者（司法書士）
5	〃	人見 隆	学識経験者（前副会長）

※任期：平成29年3月1日～平成33年2月28日

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

報告第3号 指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～11月分）について

（事務局：相良）前回の理事会では7月までの前期4ヶ月の状況報告をいたしました。その後8月～11月までの実施状況を報告させていただきます。本資料P.16からP.17にかけましては、障害者デイサービスセンターのぞみに関する11月までの利用状況と収支状況です。4月から11月までの1日あたりの利用平均については9.9人となり、元々の受入目標11名（/日）に対し、達成率は90.3%という状況です。利用料収入は28,134,796円です。ただし、これに対する支出については、いただける利用料収入の中で必要な経費を捻出していくということで4月から取り組んでいます。前回の理事会の7月までの報告では若干の赤字となっておりますが、今回11月までの収入実績から支出実績を差し引いた額は137,836円の黒字となりまして、何とか独立採算を図った形で12月を迎えているところであります。

本資料P.18からP.19にかけては福祉作業所きぼうの家の利用状況と収支状況です。1日あたりの利用平均は19.6人です。今年度の目標が19.4人でしたので、若干目標を上回った形で11月までにご利用いただいているところです。収支の状況も当初の年間予算の67.4%を既に収入として確保ができております。一方支出の状況としましては、年度末に発生する経費等もありますが、11月末時点では54.2%の支出で抑えております。収入実績と支出実績の差引額としては、4,245,686円の黒字で12月以降の事業運営を図る予定となっております。

400万円以上の黒字で中間報告をさせていただいておりますが、元々当初予算の中で売り上げの一部については、社協本部へ繰り出して必要な地域福祉の経費に充てていくという計画をしておりました。本資料P.19のその他の支出のところ、当初予算は3,100,000円を見込んでおり、今回出ている黒字のうち、3,100,000円あるいはそれを超える部分については社協本部へ繰り出して地域福祉事業に有効活用していく計画です。最終的な収支差額については、100万円前後になると事務局では試算しております。

質疑はなく、報告済みとされた。

以上をもって、平成28年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。